

調査レポートオンラインサービス利用約款

第1条(適用)

調査レポートオンラインサービス利用約款(以下「本約款」といいます)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」といいます)が本約款に基づき提供する調査レポートサービス(以下「本サービス」といいます、詳細は次条にて定める)に関して、本約款に同意の上で本サービスの利用にかかる申込みを行い、当社がこれを承諾した者(以下「契約者」といいます)が本サービスを利用するにあたり、当社と契約者との間で適用されます。

第2条(本サービス)

本サービスは、当社が、契約者に対して、当社の収集した各種マーケティングデータ、当社の構築したデータベース及びデータ処理方法等のコンテンツ(本サービスを提供するうえで表示する画像、イラスト等及びコンテンツから読み取れる一切の情報を含み、以下「本コンテンツ等」といいます)を当社所定の方式にて提供するサービスをいいます。

第3条(契約の成立)

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」といいます)は、当社が指定するサイト(以下「本サイト」といいます)で当社所定の手続に従って、本サービスの利用を申し込むものとします。当社は、当該申込みをもって契約者が本約款に同意したものとみなします。
- 本約款に基づく当社と利用希望者との間の本サービスの利用にかかる契約(以下「本契約」といいます)は、利用希望者の申込み後、当社が提携する決済代行会社(以下「決済代行会社」といいます)の支払いサイト上で次条に定める利用料金の決済が完了した時点をもって成立します。なお、当該決済は決済代行会社が行うものとし、当社は当該決済のサービス(以下「決済サービス」といいます)に関与しません。また、当社は、当該利用希望者が決済を完了できない場合であっても、その理由を利用希望者に通知する義務を負いません。なお、当社は、決済代行会社より、契約者の情報を取得し、本サービスの提供のために使用します。
- 契約者は本契約成立後に契約を解約することはできません。

第4条(利用料金)

- 契約者は、所定の利用料金(以下「本利用料金」という)について、決済サービスを利用し、一括にて当社に支払うものとします。
- 万が一決済サービスに関し何らかのトラブルが発生した場合、契約者は決済代行会社との間でこれを解決するものとし、当社は決済サービスに起因するトラブルに関しては一切の責任を負わず、本利用料金を契約者に返還する義務を負いません。

第5条(本コンテンツ等の納品)

- 当社は、本利用料金の決済完了後 7 営業日以内(当社の営業日とし、通常 2 から 3 営業日を別途とします)に、当社が指定する第三者のファイルストレージサービス(以下「ファイルストレージサービス」という)を利用し、本コンテンツ等(PDF 形式)を納品します。
- 当社によるファイルストレージサービスへの本コンテンツ等のアップロード完了後、契約者の電子メールアドレス宛にアップロード完了の通知が届きます。アップロードの完了をもって、当社による本コンテンツ等の納品が完了するものとします。契約者は、アップロード完了の通知を受信した後、当社から通知された URL 経由でパスワードを入力することにより本コンテンツ等をダウンロードすることができ、
- 契約者は、契約者の電子メールアドレスに限り、本コンテンツ等をダウンロードすることができます。また、本コンテンツ等のダウンロードが可能な期間は、当社がファイルストレージサービスにアップロードした日より 30 日以内とします。
- 契約者は、本コンテンツ等のアップロード完了時点から 7 営業日以内(当社の営業日とします)に本コンテンツ等を検査するものとします。検査の結果、本コンテンツ等の形式的な不具合が発見された場合、契約者は速やかに当社に通知するものとします。なお、本コンテンツ等の性質に鑑み、当社は、本コンテンツ等の形式的な不具合を除き、本コンテンツ等の補修及び再納品の責任を負いません。
- ファイルストレージサービス及び電気通信事業者のシステムの不具合等第三者の責めに帰すべき事由により本コンテンツ等のアップロード又はダウンロードができない場合であっても、当社は何ら責任を負いません。但し、契約者が、当社に対し、第三者の責めに帰すべき事由によりダウンロードできない旨を通知をした場合、当社は、本コンテンツ等の再アップロードを行うものとします。

第6条(本コンテンツ等の権利帰属)

契約者は、本コンテンツ等、営業上又は技術上の知見・ノウハウ及び本サービスに関する一切の権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限らず、法律上保護される利益に係る権利を含む。以下同じ)は、当社又は本コンテンツ等に関する権利を有する者に帰属すること及びこれらの権利が本サービスの利用により契約者に移転するものではないことを確認します。

第7条(本コンテンツ等の利用範囲)

- 契約者は、本コンテンツ等を契約者の販促・改善・向上を目的として社内資料又は営業資料等当社の指定する利用範囲において利用することができ、本コンテンツ等を販売又は提供したり、第三者に利用させることはできません。また、かかる利用にあたり、契約者は本コンテンツ等を複製又は改変してはなりません。
- 契約者は、本コンテンツ等について、前項に定める利用範囲を超えた利用を希望する場合には、当社にその旨を申請し、承諾を得るものとします。
- 契約者は、前二項に従い本コンテンツ等を利用する場合、別途当社が指定する利用方法に従うものとします。
- 契約者が第2項の承諾を得ずに本コンテンツ等を当社の指定する利用範囲を超えて利用していた場合、当社は契約者に対して、違約金として本利用料金の3倍に相当する金額を請求することができ、契約者はこれを支払うものとします。なお、本項に定める違約金の支払いは、当社から契約者に対する追加の損害賠償請求を妨げるものではありません。

第8条(免責)

- 当社が本サービスの提供義務を履行した場合において、契約者による本サービスの利用に基づき契約者に発生したいかなる不利益・損害もしくは得べかりし利益について、当社はこれを保証し、填補するものではありません。契約者に関連

し又は本サービスに関連する第三者に発生した不利益・損害又は得べかりし利益についても同様とします。

- 当社は、契約者に対し、本コンテンツ等について何らの保証(商品性、特定の目的への適合性及び正確性に関する保証、第三者のいかなる権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限らず、法律上保護される利益に係る権利を含む)をも侵害しないことに関する保証を含むがこれらに限られない)をするものではありません。

第9条(本サービス提供の中断等)

- 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を停止することができるものとします。この場合、契約者に対し、事前にその旨を通知します。但し、事前の通知が不可能な場合又は緊急を要する場合は除きます。
 - 当社の設備、サーバー及びシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等のために必要な場合
 - 電気通信事業者等が、電気通信サービスの提供を停止した場合
 - 地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、疾病、社会的混乱、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令その他政府による行為等当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
 - 第三者のサービスを利用して本サービスを提供している場合で、当該第三者の設備、サーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
- 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合(そのおそれのあると当社が判断した場合も含みます)、本サービスの提供の全部又は一部を予告なく中断することができるものとします。
 - 契約者が本約款に違反し、当社からの改善要請に応じない場合
 - 契約者の関係者が逮捕、起訴された場合
 - 本利用料金その他当社への支払がなされていないことが判明した場合
 - その他当社が合理的な理由により本サービスの提供の遂行を不適切と判断した場合

第10条(不可抗力)

当社は、天災、地震、戦争、騒乱、伝染病、疫病、労働争議、火災、法令の制定若しくは改廃、政府又は地方公共団体による規制その他の行為、電気若しくは通信事業者その他の第三者による履行遅滞、債務不履行その他の不可抗力により直接的又は間接的に引き起こされた、本約款に基づく債務の履行遅滞その他の債務不履行について、契約者にいかなる責任も負わないものとします。

第11条(秘密保持)

- 当社及び契約者は、本契約に関連して、相手方が開示の際に秘密の旨を表示して開示した情報(以下「秘密情報」といいます)を善良な管理者の注意義務をもって管理し、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約履行の目的以外に使用してはならないものとします。
- 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれません。
 - 開示された時点ですでに公知であった情報又は既に当社又は契約者が適法に保有していた情報
 - 開示後、当社又は契約者の責によらず、公知となった情報
 - 当社又は契約者が秘密保持義務を負うことなく、第三者から入手した情報
 - 当社又は契約者が独自に開発した情報
- 前項の定めにかかわらず、行政機関、司法機関その他の公的機関、金融商品取引所等から、法令上・規則(金融商品取引所の定める規程・規則を含む)上の正当な権限に基づき強制力をもって秘密情報の開示を要請された場合、当社又は契約者は、強制された範囲で秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合、当社又は契約者は、開示前又はやむを得ない場合は開示後遅滞なく相手方に対しその旨を通知しなければならないものとします。

第12条(個人情報の取扱い)

- 当社は、本契約に関連して取得した又は第三者より提供を受けた個人情報を個人情報保護法(個人情報保護法ガイドラインその他関連する法令等を含みます。本条において以下同じ)及び当社のホームページ上において定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 契約者は、本契約に関連して取得した個人情報を個人情報保護法に従って適切に取り扱うものとします。

第13条(損害賠償)

- 本約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスの提供に起因し又はこれに関連して、当社が契約者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られ、かつ、本利用料金を限度とします。但し、当社に故意又は重大過失がある場合はこの限りではありません。
- 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用されます。
- 契約者又は契約者の役員その他契約者の関係者が本約款に違反する行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

第14条(反社会的勢力の排除)

- 当社及び契約者は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当しないこと、また各号のいずれにも関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 暴力団
 - 暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む)
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - その他前各号に準ずる者(以下、前各号に該当する者を含み、総称して「反社会的勢力」といいます)
- 当社及び契約者は、前項各号のいずれかに該当することとなった場合、又は同各号のいずれかと関係が生じた場合は、直ちに相手方に通知するものとします。
- 当社及び契約者は、自ら又は第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - 暴力の要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 取引に関して、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
 - (5) 自身が第 1 項各号に該当する者である、又はその関係者である旨を伝えるなどする行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為
4. 当社及び契約者は、第 1 項及び前各項の該当性を判断するために必要と判断した場合は相手方に対し、必要に応じて説明又は資料の提出を求めることができ、相手方はこれに速やかに応じるものとします。
 5. 当社及び契約者は、相手方より第 2 項の通知を受けた場合又は相手方が第 3 項に違反した場合には、相手方に対し、何らの通知及び催告なしに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、本条に違反した当事者は、相手方に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済するものとします。なお、本条による本契約の解除は、本条に違反した当事者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第 15 条(再委託)

当社は、当社の責任において、本サービスの提供の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

第 16 条(権利義務の承継等)

契約者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第 17 条(契約者に対する通知・届出)

当社から契約者に対する通知は、契約者の電子メールアドレスへの電子メールの送信の方法によるものとします。なお、当社が電子メールの送信により通知を行う場合、当該通知は、当社が電子メールを発信した時点に行われたものとします。

第 18 条(存続条項)

原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第 6 条(本コンテンツ等の権利帰属)、第 7 条(本コンテンツ等の利用範囲)、第 8 条(免責)、第 11 条(秘密保持)、第 12 条(個人情報の取扱い)、第 13 条(損害賠償)、第 16 条(権利義務の承継等)、本条、第 19 条(準拠法及び裁判管轄)は、有効に存続するものとします。但し、第 11 条(秘密保持)については、3 年間に限り存続します。

第 19 条(準拠法及び裁判管轄)

1. 本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠します。
2. 契約者及び当社は、本契約に起因し又はこれに関連する一切の争訟について、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

制定日 2024 年 11 月 20 日